

中小企業融資制度をご利用の皆様へ

平成29年4月以降の借入れで、市から保証料の補助金を受けた場合、自己資金での早期完済等を行い、保証協会から保証料が返戻された場合に、補助金を返還していただきます。

対象融資制度：以下の愛知県信用保証協会の保証付き融資

- ①岡崎市中小企業事業資金（通称：マル岡）
- ②小規模企業等振興資金（通称：マル振、振小）
- ③愛知県経済環境適応資金（創業等支援資金）
（通称：環創）

補助金返還の対象となるケース

- ①自己資金による早期完済
- ②上記3つの制度以外の融資制度への借換え
- ③一部繰上返済等による返済期間の短縮

※③にあてはまる場合、市へ申し出てください。

岡崎市経済振興部商工労政課労政金融係
電話 23-6214